

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その7)

平成28年

目 次

諮問第 6 号 行政財産を使用する権利に関する処分についての異議申立て  
について…………… 1

諮問第 6 号

行政財産を使用する権利に関する処分についての  
異議申立てについて

行政財産の目的外使用不許可の処分に関し異議申立てがあったので、地方自治法第238条の7第4項の規定により諮問する。

平成28年3月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 異議申立人

鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所内

鎌倉市職員労働組合

中央執行委員長 芳 賀 秀 友

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立てに係る処分

鎌倉市長が異議申立人に対し平成27年12月28日付鎌倉市指令管第46号、同日付鎌倉市指令管第47号、平成28年2月3日付鎌倉市指令管第52号及び同日付鎌倉市指令管第53号でされた行政財産（建物）の目的外使用不許可処分

(2) 処分のあったことを知った日

平成27年12月28日及び平成28年2月3日

(3) 処分庁の教示の有無

あり

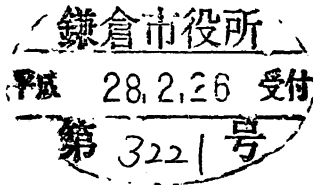
(4) 異議申立ての趣旨及び理由

別紙異議申立書のとおり

# 別紙

平成28年 2月26日

鎌倉市長 松尾 崇 様



鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所  
鎌倉市職員労働組合  
中央執行委員長 芳賀 秀友



異議申立書

次のとおり異議申立てをします。

## 1 異議申立てに係る処分

- (1) 鎌倉市長が異議申立人に対し平成27年12月28日付鎌倉市指令管第46号及び同47号でされた行政財産（建物）の目的外使用不許可処分
- (2) 鎌倉市長が異議申立人に対し平成28年2月3日付鎌倉市指令管第52号及び同53号でされた行政財産（建物）の目的外使用不許可処分

## 2 異議申立人に係る処分があったことを知った年月日

- (1) 平成27年12月28日
- (2) 平成28年 2月 3日

## 3 異議申立ての趣旨

当該処分を取消し、異議申立人が平成27年12月24日及び平成28年1月31日に行った旧901会議室又は鎌倉市役所本庁舎敷地内の建物のうち別途協議により特定される部分に係る行政財産（建物）の目的外使用許可申請について、これを許可する旨の決定を求めます。

また、この決定に際しては、口頭陳述を求めます。

## 4 異議申立ての理由

- (1) 当組合の一部を構成する鎌倉市職員労働組合現業職員評議会からの申立てにより神奈川県労働委員会から平成27年8月31日付で別添のとおり勧告が発せられているところ、勧告後僅か3回の交渉を経たのみで、しかもいずれの交渉においても本庁舎敷地内での代替場所を何ら提示しないまま、10月29日夜に交渉を打ち切られました。その後1回の再交渉でも本庁舎敷地内での代替場所を何ら提示せずに係る処分を行ったことは、明らかにこの勧告に反しています。

- (2) 平成27年11月19日に貴職は当組合に対し、旧901会議室に係る建物明渡の仮処分を申請されましたが、このことについて横浜地方裁判所で同年12月21日に行われた審尋において、裁判官から和解提案がなされましたが、和解協議中にかかる決定をされたことは、遺憾なことです。なお、当該処分以後ですが、横浜地方裁判所は平成28年2月5日付で、当該仮処分申請を却下する決定をしました。
- (3) 当組合は、鎌倉市役所が現在の地に移転する前から、当時の本庁舎敷地内で組合事務所の供与を受けていたと言われていています。少なくとも、昭和44年に現在の市役所本庁舎が建築された際には設計段階から組合事務所が想定され、この時から現在に至るまで、移転や事務手続きの変更を経験しつつも、一環として本庁舎内または本庁舎敷地内で事務所の供与を受けてきました。長年に渡り事務所が供与されてきた経過がある中で、その供与を取りやめ、または供与の条件を著しく組合側に不利にすることは、支配介入に当たり、憲法第28条に抵触するものと思料いたします。平成27年7月15日に貴庁職員が弁護士相談をされた記録においても、このことが不当労働行為に該当する可能性を指摘されています。
- (4) 当該不許可処分の理由として、これまで使用を許可されていた旧901会議室について、今後解体を予定されているとのことですが、解体工事について平成27年12月21日までに行われた入札において、応札者が無く、平成27年度中の解体工事着手は事実上不可能かと存じます。平成28年度早々の解体工事着手に向けて、当該建物が使用中であっても、事務を進めることに支障はないものと考えます。なお、契約事務を進めるに際して建物内部の調査をする必要がある場合には、できるだけ協力するように努めます。

## 5 処分庁の教示の有無及びその内容

有り

「この通知の内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に鎌倉市長に対して異議申立てをすることができます。

この異議申立てに対する決定があり、なお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に神奈川県知事に審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、使用許可決定通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として（市長が被告の代表になります。）を提起することができます。」との教示がありました。

審査の実効確保の措置勧告申立人

鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

会長 加藤 洋二

審査の実効確保の措置勧告被申立人

鎌倉市

市長 松尾 崇

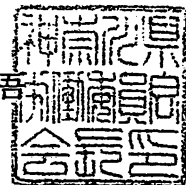
平成 27 年 8 月 31 日

鎌倉市

市長 松尾 崇 殿

神奈川県労働委員会

会長 盛 誠吾



## 勧告書

神労委平成 27 年（不）第 9 号不当労働行為救済申立事件に関し、平成 27 年 8 月 12 日付け審査の実効確保の措置勧告申立てについて、同月 28 日第 1579 回公益委員会議において審議した結果、労働委員会規則第 40 条の規定に基づき、次のとおり勧告する。

### 記

平成 27 年（不）第 9 号不当労働行為救済申立事件が当委員会に係属中であることにかんがみ、被申立人は、この事件の審査手続終了までの間、申立人が被申立人本庁舎敷地内において事務所の使用を継続することについて、申立人と誠意をもって十分に協議すること。

使 用  
行政財産土地・建物目的外 許可申請書  
~~継続使用~~

平成 27年 12 月 24 日

(あて先)  
鎌倉市長

住 所 〒248-0012 神奈川県鎌倉市御成町18番10号 市役所内

鎌倉市役所  
平成 27.12.24 受付  
第 拾 6 号

申請者

鎌倉市職員労働組合

氏 名 中央執行委員長 芳賀 秀 友

法人にあっては、その名称・代表者氏名及び  
主たる事業所の所在地を記入してください。

次のとおり行政財産土地・建物の目的外（使用・継続使用）許可について申請します。

財産の種類または名称	土地 <input checked="" type="checkbox"/> 建物 旧 901 会議室
所 在 地	土地 <input checked="" type="checkbox"/> 建物 鎌倉市御成町18番10号
面 積	土地 <input checked="" type="checkbox"/> 建物 74.17 m <sup>2</sup>
使 用 目 的	組合事務所設置のため
使 用 料	別途減免申請予定
使 用 期 間	平成28年 1 月 1 日から平成28年 1 月 31日まで

(注) 添付書類 位置図・公図写・平面図 (継続の場合不要)



所在地 鎌倉市御成町18番10号 市役所内  
名称 鎌倉市職員労働組合  
中央執行委員長 芳賀 秀友 様

平成27年12月24日付けで申請のありました行政財産（建物）の目的外使用については、次のとおり許可しないので通知します。

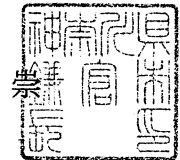
この通知の内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に鎌倉市長に対して異議申立てをすることができます。

この異議申立てに対する決定があり、なお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に神奈川県知事に審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

平成27年12月28日

鎌倉市長 松尾



1 使用許可申請のあった内容

(1) 財産の所在地等

ア 所在地 鎌倉市御成町18番10号  
イ 名称 鎌倉市役所本庁舎（旧901会議室）  
ウ 使用面積 74.17㎡

(2) 使用目的 組合事務所設置のため

(3) 使用期間 平成28年1月1日から平成28年1月31日まで

2 使用許可しない理由

貴団体に対し平成27年10月31日まで使用を許可していた旧901会議室は、今後解体を予定しているため。

以下余白

使 用 許 可 申 請 書  
 行政財産土地・建物目的外 継続使用

平成 27年 12月 24日

(あて先)  
 鎌倉市長

住 所 〒248-0012 神奈川県鎌倉市御成町18番10号 市役所内

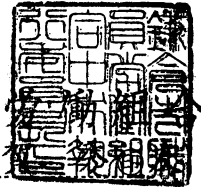
鎌倉市役所  
 平成 27.12.24 受付  
 第 指令 号  
 47

申請者

鎌倉市職員

氏 名 中央執行委員長 芳

法人にあつては、その名称・代表者氏名及び  
 主たる事業所の所在地を記入してください。



次のとおり行政財産土地・建物の目的外（使用・継続使用）許可について申請します。

財産の種類または名称	土地 (建物) 鎌倉市役所本庁舎敷地内の建物のうち 別途協議により特定された部分
所 在 地	土地 (建物) 鎌倉市御成町18番10号
面 積	土地 (建物) 別途協議により許可いたるける範囲
使 用 目 的	組合事務所設置のため
使 用 料	別途減免申請予定
使 用 期 間	平成 28年 1 月 1 日から平成 28年 1 月 31 日まで

(注) 添付書類 位置図・公図写・平面図 (継続の場合不要)

所在地 鎌倉市御成町18番10号  
名称 鎌倉市職員労働組合  
中央執行委員長 芳賀 秀友 様

平成27年12月24日付けで申請のありました行政財産（建物）の目的外使用については、次のとおり許可しないので通知します。

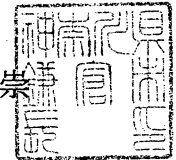
この通知の内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に鎌倉市長に対して異議申立てをすることができます。

この異議申立てに対する決定があり、なお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に神奈川県知事に審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

平成27年12月28日

鎌倉市長 松尾 崇



1 使用許可申請のあった内容

(1) 財産の所在地等

ア 所在地 鎌倉市御成町18番10号  
イ 名称 鎌倉市役所本庁舎敷地内の建物のうち別途協議により  
特定される部分

ウ 使用面積 別途協議により市が許可する面積

(2) 使用目的 組合事務所設置のため

(3) 使用期間 平成28年1月1日から平成28年1月31日まで

2 使用許可しない理由

本庁舎敷地内に職員労働組合事務所として供与できる庁舎スペースがないため。

以下余白

使 用 許 可 申 請 書  
 行政財産土地・建物目的外 継続使用

平成 28 年 / 月 31 日

(あて先)  
 鎌倉市長

住 所

〒248-0012 神奈川県鎌倉市御成町18番10号 市役所

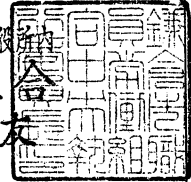
申請者 鎌倉市職員労働組合

中央執行委員長 芳賀秀太

氏 名

法人にあつては、その名称・代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入してください。

鎌倉市役所  
 平成 28.2.-1 受付  
 第 105 号



次のとおり行政財産土地・建物の目的外（使用・継続使用）許可について申請します。

財産の種類または名称	土地 <input checked="" type="checkbox"/> (建物) 旧901会議室
所 在 地	土地 <input checked="" type="checkbox"/> (建物) 鎌倉市御成町18番10号
面 積	土地 <input checked="" type="checkbox"/> (建物) 74.17 m <sup>2</sup>
使 用 目 的	組合事務所設置のため
使 用 料	別途減免申請予定
使 用 期 間	平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(注) 添付書類 位置図・公図写・平面図 (継続の場合不要)

所在地 鎌倉市御成町18番10号 市役所内  
名称 鎌倉市職員労働組合  
中央執行委員長 芳賀 秀友 様

平成28年1月31日付けで申請のありました行政財産（建物）の目的外使用については、次のとおり許可しないので通知します。

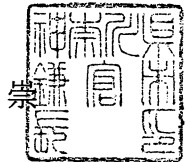
この通知の内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に鎌倉市長に対して異議申立てをすることができます。

この異議申立てに対する決定があり、なお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に神奈川県知事に審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

平成28年2月3日

鎌倉市長 松尾



1 使用許可申請のあった内容

(1) 財産の所在地等

ア 所在地 鎌倉市御成町18番10号  
イ 名称 鎌倉市役所本庁舎（旧901会議室）  
ウ 使用面積 74.17㎡

(2) 使用目的 組合事務所設置のため

(3) 使用期間 平成28年2月1日から平成28年3月31日まで

2 使用許可しない理由

貴団体に対し平成27年10月31日まで使用を許可していた旧901会議室は、今後解体を予定しているため。

以下余白

使 用  
行政財産土地・建物目的外 許可申請書  
継続使用

平成 28 年 / 月 31 日

(あて先)  
鎌倉市長

鎌倉市役所  
平成 28.2.-1 受付  
第 52 号

住 所  
〒248-0012 神奈川県鎌倉市御成町18番10号  
申請者 鎌倉市職員労働組合  
中央執行委員長 芳賀 泰

氏 名  
法人にあつては、その名称・代表者氏名及び  
主たる事業所の所在地を記入してください。

次のとおり行政財産土地・建物の目的外（使用・継続使用）許可について申請します。

財産の種類または名称	土地 鎌倉市役所本庁舎敷地内の建物のうち 建物 別途協議により特定される部分
所 在 地	土地 鎌倉市御成町18番10号 建物
面 積	土地 別途協議により許可可能な範囲 建物
使 用 目 的	組合事務所設置のため
使 用 料	別途減免申請予定
使 用 期 間	平成 28 年 2 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(注) 添付書類 位置図・公図写・平面図（継続の場合不要）

所在地 鎌倉市御成町18番10号  
名 称 鎌倉市職員労働組合  
中央執行委員長 芳賀 秀友 様

平成28年1月31日付けで申請のありました行政財産（建物）の目的外使用については、次のとおり許可しないので通知します。

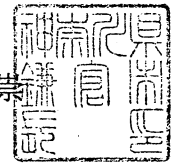
この通知の内容について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に鎌倉市長に対して異議申立てをすることができます。

この異議申立てに対する決定があり、なお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に神奈川県知事に審査請求をすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として（市長が被告の代表となります。）提起することができます。

平成28年2月3日

鎌倉市長 松 尾



1 使用許可申請のあった内容

(1) 財産の所在地等

ア 所在地 鎌倉市御成町18番10号  
イ 名 称 鎌倉市役所本庁舎敷地内の建物のうち別途協議により  
特定される部分  
ウ 使用面積 別途協議により市が許可する面積

(2) 使用目的 組合事務所設置のため

(3) 使用期間 平成28年2月1日から平成28年3月31日まで

2 使用許可しない理由

本庁舎敷地内に職員労働組合事務所として供与できる庁舎スペースがないため。

以下余白